

福井県農林水産関係気象被害対策連絡会（第1回） 結果概要

- 1 日時：令和8年6月12日（金）10：00～11：30
- 2 場所：県庁1006会議室
- 3 参加者：別紙のとおり
- 4 次第：別紙のとおり
- 5 概要

- 近年、気象災害が一層頻発化・激甚化する中、県では、気象災害の発生（予想）に際して、農林水産部各課が相互に連携し被害の予防、防止、軽減および速やかな復旧・対策を推進できるよう、令和8年度から新たに「農林水産関係気象被害対策連絡会」を設置できる体制を構築し、今回、第1回目の連絡会を開催。
- 今後の気象被害（干ばつ、豪雨、台風など）リスクに備えるため、最新の気象情報および被害予察情報の収集・共有として、福井地方気象台から「農業に役立つ気象情報の利用について」と題して講演をいただくとともに、部内の災害対応力の向上として、農林水産部各課より、令和7年度の気象対応の振り返りと令和8年度の対応方針を報告し共有を図った。
- 最後に、現時点における農林水産業関係者への被害予防に関する技術指導、注意喚起などの情報発信状況を共有した。

（主な内容は以下のとおり）

【第1部】

①農業に役立つ気象情報の利用について【福井気象台 調査官】

- i) 令和7年夏の気象状況および情報対応について 「気象状況（高温と渇水）と情報対応の振り返り」
 - ・調査官より、昨年7月は優勢な高気圧に覆われ、記録的な高温と少雨、多照となった。
 - ・一方で、早期天候情報や1か月予報では6月中旬から高温、少雨を示唆しており、これらの気象情報から渇水に備えるタイミングを示唆出来ていたのではないかとの意見があった。
- ii) 今年の夏の天候について 「3か月予報」
 - ・3か月予報では、6～8月の平均気温は高い見込み（確率60%）で、降水量はほぼ平年並（確率30%～40%）の見込みだが、あくまでの出現確率であり、楽観せず今後の情報に注意してほしいとの説明があった。
- iii) 気象情報の利用について 「段階的な情報活用とデータの取得」
 - ・極端な渇水等は唐突に表れるものではなく、段階的に発表される情報をこまめにチェックすることで察知は可能。
 - ・実際の降水データのチェックによる、少雨の傾向の把握と情報チェックの併用がポイントとなるとの説明があった。
- iv) 大雨への備えについて 「気候変動による大雨の傾向変化、過去の大雨災害、水防法・気象業務法改定」
 - ・気候変動による災害の激甚化は、県内も例外ではない。
 - ・これに対応した法整備（気象業務法及び水防法の一部を改正する法律 令和8年5月29日施行）がなされ、新たな気象情報の体系整理により、大雨や高潮の警報を避難情報の5段階の警戒レベルに対応した形で情報提供することが可能となった。今後の活用をお願いしたいとの説明があった。

【第2部】

②各課からの情報共有

i) 令和7年度の気象対応の振り返りと今後の対応

- ・振り返りとしては、良かった点が9件、反省点が4件、課題点が6件の計19件が報告された。
- ・特に、良かった点は「営農被害対策として、関係機関等に対し、適宜適切に農作物等の技術対策を周知できた」こと、反省点は「被害報告の連絡系統が明確ではなく、情報把握が遅延した」こと、課題点は「猛暑や干害への予防的な取組みを支援する事業が無かった」ことなどの内容であった。
- ・振り返りを踏まえた今後の対応として「関係者間での連携および情報発信の強化」、「迅速な情報把握ができるよう、被害発生時の報告系統の見える化」、「予防対策の取組みを支援できるよう、既存事業制度の拡充」などの方針が報告された。

ii) 令和8年度からの新たな被害予防対策 ※詳細は別添資料参照

- ・猛暑への予防的対策として、生産者等が行う、近年の猛暑に対応した安定生産に必要な遮光カーテンや換気扇、灌水設備などの導入費用を支援するものや、干害への予防的対策として、県および市町が行う、道路消雪井戸の水路接続改変、井戸の新設、揚水ポンプの購入などの事前防災にかかる費用を支援していくことが報告され、連携して関係者への周知徹底を図ることを確認した。

iii) 農林水産業関係者への被害予防に関する技術指導、注意喚起状況

- ・現時点において、関係者に対し下記2件を発信していることを共有した。

発信日	発信者	関係者	内容
R8.6.3	農村振興課長	市町及び土地改良区 等	梅雨期及び台風期における防災体制の強化について
R8.5.22	福井県農業総合指導推進会議 (事務局：園芸振興課)	各市町農業総合指導推進会議会長 福井県農業協同組合中央会長 等	高温に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

開催状況



開会挨拶（砂村副部長）



講演状況（福井地方気象台：和泉調査官）

福井県農林水産関係気象被害対策連絡会（第1回） 参加者名簿

区分	部課名	グループ等	役 職	氏 名	備 考
会 長	農林水産部		副部長 (農村振興・防災)	砂村 隆志	
構成員	流通販売課		課長補佐	棗 貴則	
		流通販売G	主任	山田 規仁	
	福井米戦略課	福井米振興G	主任	細川 幸一	
	園芸振興課	経営体育成G	主任	齊藤 靖顕	
			企画主査	中村 岳史	
	中山間農業・畜産課	畜産振興G	主任	福島 麻衣	
	農村振興課	農地保全G	主任	新海 隆介	
			主任	笠松 諭	
	農地整備課	農地整備G	主任	坂井 正之	
	水産課	水産戦略G	主任	渡辺 一朗	
		漁港漁村G	主任	小西 隆寛	
県産材活用課	林業戦略G	主任	大藤 千香子		
森づくり課	森林計画G	主任	藤崎 晶代		
アドバイザー	福井地方気象台		調査官	和泉 裕幸	講演者
事務局	農村振興課	技術管理G	参事 (技術・保全)	三木 浩史	
			主任	古川 健	
			主任	安田 淳一	
			企画主査	山本 和代	
			主事	丸木 雄太	
計				20名	

福井県農林水産関係気象被害対策連絡会（第1回）

日時：令和8年6月12日（金）

午前10時～11時30分

場所：県庁1006会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 内 容

【第1部】

①農業に役立つ気象情報の利用について【福井气象台 和泉調査官】

i) 令和7年夏の気象状況および情報対応について

「気象状況（高温と渇水）と情報対応の振り返り」

ii) 今年の夏の天候について

「3か月予報」

iii) 気象情報の利用について

「段階的な情報活用とデータの取得」

iv) 大雨への備えについて

「気候変動による大雨の傾向変化、過去の大雨災害、水防法・気象業務法改定」

【第2部】

①各課からの情報共有【災害担当者等】

i) 令和7年度の気象被害対応の振り返りと今後の対応

ii) 令和8年度からの新たな被害予防対策

iii) 農林水産関係者への被害予防に関する技術指導、注意喚起状況

②その他

4 補 足

連絡会については、冒頭から第1部①ii)までをマスコミ公開とする。

農林水産関係気象被害対策連絡会設置要綱

1 目的

気象災害（冷害、干ばつ、洪水、台風、豪雪等）の発生（予想）に際し、農林水産部各課が相互に連携し、被害の予防、防止、軽減および速やかな復旧・対策を推進することを目的として、農林水産関係気象被害対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 構成

連絡会は、農林水産部副部長（農村振興・防災）を長として、別記1の関係課の災害担当者等をもって構成する。

3 業務

連絡会は、気象被害のフェーズに応じて、次に掲げる業務を行う。

（1）期前業務（事前の備え）

- ①気象情報および被害予察情報の収集・共有に関する事
- ②事前対策（予防措置）の検討および実施に関する事
- ③被害発生時における迅速な情報共有と対応方針の決定に関する事
- ④農林水産業関係者への情報発信・周知徹底に関する事
- ⑤その他、目的達成に必要な事項に関する事

（2）期中業務（発災時の対応）

- ①被害状況の調査、把握に関する事
- ②被害の防止と軽減対策に関する事（緊急対応含む）
- ③復旧への技術指導等に関する事
- ④その他、目的達成に必要な事項に関する事

（3）期後業務（事後の復旧・支援）

- ①被害確定調査および被害額の算出に関する事
- ②災害関連資金や支援制度の周知、相談窓口の開設に関する事
- ③今後の対策に向けた検証と改善に関する事

4 開催

- （1）連絡会は、原則として気象リスクが特に高まる期間（7月から10月）に入る前に開催する。
- （2）その他、気象被害のフェーズに応じて適宜、連絡会を開催する。

5 会議

- （1）連絡会は、農林水産部副部長（農村振興・防災）が召集し主宰する。
- （2）農林水産部副部長（農村振興・防災）が特に必要と認める場合には、その他の関係者の出席を求めることができる。

6 事務局

連絡会の事務局は、農村振興課に置く。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、農林水産部副部長（農村振興・防災）が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行する。

別記1

連絡会構成課
流通販売課
福井米戦略課
園芸振興課
中山間農業・畜産課
農村振興課
農地整備課
水産課
県産材活用課
森づくり課
アドバイザー
福井地方气象台

④がんばれ特産産地！小さな農業応援事業

(園芸振興課)

1 目 的

地域特産物の生産振興を図るため、サトイモやウメ等既存産地を下支えしている小さな農家や集落営農組織等の新たなチャレンジを支援する。

2 事業内容

項 目	事 業 内 容	実施主体	補助率
産地の「ちょい足し」支援	地域特産物の既存産地の新たなチャレンジを支援	生産者手段 個人農業者等	県 1 / 2 補助上限額： 240万円/組織 120万円/個人
「まるっと」猛暑対策支援	近年の猛暑に対応した安定生産に必要な費用を支援	個人農業者 法人等	県 1 / 2 補助上限額：240万円

3 事業年度 令和7年度～10年度

4 予算額 33,023千円

㊦ 干害対策等特別事業

(農村振興課)

1 目 的

猛暑による農作物被害を防止するため、市町や土地改良区等が実施する干害対策に必要な経費を支援する。

2 事業内容

・干害発生時における費用の支援

水路・井戸の掘削、送水管の設置、揚水ポンプの設置等

補助率：国費50%

事業主体：市町、土地改良区等

㊦事前防災にかかる費用の支援

消雪井戸の改修、井戸新設、揚水ポンプ購入等

補助率：国費50%、県費25%、市町25%

事業主体：県、市町等

3 予 算 額 120,000千円